

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

田原本町の人口は、平成 17(2005)年まで 緩やかな増加傾向を示していたが、この年の国勢調査の 33,424 人をピークに減少傾向に転じており、平成 30 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳では 32,017 人になった。生産年齢人口(15~64 歳)の割合は平成 7(1995)年から低下を続けている一方で 65 歳以上の高齢者の割合は上昇を続けている。

産業別就業人口(平成 27 年国勢調査)は第 1 次産業従事者 486 人(3.6%)、第 2 次産業従事者 3,691 人(26.2%)、第 3 次産業従事者 9,370 人(66.5%)、その他 545 人(3.9%)。商工業について高齢化や後継者不足等により年々事業所が減少傾向にある。大型店の台頭などの影響を受けて駅前商店街に空き店舗が目立ち、商業の地盤沈下が激しく今後の活性化の課題となっている。工業ではプラスチック製品や金属製品、機械金属なども下請け加工業者をふくめ、田原本町の主要産業となっている。田原本町の製造品出荷額は約 542 億円(平成 26 年工業統計)で、印刷・同関連業、繊維工芸品、金属製品、プラスチック製品、食料品製造業の占める割合が多い。今後、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図る。

(2) 目標

課題とする少子高齢化による人手不足や厳しい事業環境等について、先端設備導入を促すことにより改善を目指す。先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性が向上することにより、町内中小企業全体の生産性の向上及び、経営の安定化につなげ、商工業の振興を図る。認定事業者数の目標を年間 5 件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(導入促進指針に定めるものをいう。)が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

田原本町内にある事業者の事業内容は、繊維業をはじめプラスチック製品製造業、食品製造業等多岐に渡るため、町内事業者全体の生産性向上を目指すため、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第 1 条第 1 項に定める先端設備等すべてとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

田原本町の事業者は町内各地に点在するため、田原本町内における全ての地域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

田原本町の事業者全体の生産性向上を目指すため、業種を限定することなく全ての業種及び事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。